

子どもの権利

子どもは『一個の独立した人格を持った存在』として尊重される存在です。
たとえ親であっても、これらの『子どもの権利』を侵害する行為は許されません。

生きる権利



衣食住が保障され、病気
などから命が守られる権利

育つ権利



勉強や遊びを通し、それぞれ
能力を伸ばして成長する権利

守られる権利



心や身体を傷つける
暴力から守られる権利

参加する権利



自分の意見を自由に言う、
話を聞いてもらえる権利

■福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例

県では虐待から子どもの生命と権利を守り、子どもが心身共に健やかに成長することができる社会を実現するため、令和4年度に「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」を制定しました。

- 虐待が子どもの権利を侵害していること、成長・発達に影響を与えることを理解する
- 子どもを虐待から守るときは、子どもの生命を守ることを最優先に、権利を尊重し、子どもの最善の利益を考える
- 虐待は社会的、経済的なことをはじめとする様々な要因で、どの家庭でも起こり得ることだと認識し、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組む

■子育てはいろいろな人の力と共に

子育てを頑張るのは、とても大変なことです。つらさを感じたときや負の感情を抱えてしまったときは、保護者だけでなく、周りに相談して、行政など周囲の力を借りることも検討してみてください。

たとえば

- ・親族や地域住民 ・保育所や幼稚園、学校
- ・市町村の子育て相談窓口や保健センター
- ・子育て支援を行っているNPO など



子育ての悩みを、
もっと相談しやすく /

LINEからも
子育ての相談を
受け付けています!!



児童相談所 相談専用ダイヤル

児童相談所は子どもの健やかな成長を願って、共に考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

いちはやく おなやみを

☎0120-189-783

通話料無料

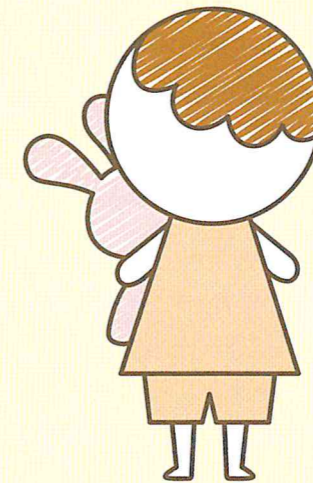
※一部のIP電話からはつながりません



福岡県の特設ホームページでも詳しい情報を紹介しています。
<https://kodomonofukushi.pref.fukuoka.jp/>

大人・保護者の方へ

子どもの顔
見えていますか？



体罰は法律で禁止されています

児童福祉法と児童虐待の防止等に関する法律の改正法が令和元年6月に成立、令和2年4月1日から施行され、法に「児童のしつけに際して、体罰を加えてはいけぬ」と明記されました。